

官報

号外 平成六年三月二十八日

り、本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上

する等制度の整備合理化を行うこととしておりま
す。

平成六年度の一般会計予算において見込まれる、平成六年分所専徴の特別減税の実施による減税額

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案

得税の収入の減少、法人特別税の課税対象期間の

本法律案は、最近における社会経済情勢等にか

○ 第百二十九回 参議院會議錄第九号

卷之三十一

午前十時一分開議

卷之三

○諸事日程 第八号

平成六年三月二十八日
午前十時 本会議

第一 平成六年分所得税の特別減税の実施等の

ための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法等の一部を改正する法律案。

法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（趣旨説明）

第一 地方税法及び地方財政法の一部を改正する 法律(昭和三〇年四月一日施行)

法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

以下 講事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

議席第三十五番、比例代表選出議員、増岡康治君。紹介いたします。

〔増岡康治君起立 拍手〕

卷之三

平成六年三月二十八日 参議院会議録第九号

平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案と題し、説明

1

としております。

次に、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。

政府としては、当面の経済の低迷を開拓するため、一年間限りの措置として、平成六年分の所得税につきまして、三兆八千四百三十億円の特別減税を実施することとしたところであります。

以下、その大要を申し上げます。

この特別減税は、平成六年分の所得税額からその二〇%相当額を控除することにより実施するところとしております。なお、二〇%相当額が二百万円を超える場合には、二百万円を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に関しましては、給与所得者については、本年一月から六月までの間に支払われた給与等に係る源泉徴収税額の二〇%相当額を、原則として同年六月に還付し、同年十二月の年末調整の際に、給与等の年税額の二〇%相当額から同年六月の還付金額を控除したことにより実施することとしております。

次に、公的年金等受給者については、原則として本年六月及び十二月に半年分の源泉徴収税額の一〇%相当額をそれぞれ還付することとしております。

また、事業所得者等については、平成六年分の確定申告の際に、所得税額からその二〇%相当額を控除することにより実施することとしておりま^す。さらに、平成六年分の所得税に係る予定納税率額は、特別減税を加味して計算することとし^{ております}。

なお、衆議院において、附則第五条として、第一項「平成七年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。」第二項「国は、前項の税制改革を行なに際し、あわせて行政経費の一層の節減に努めなければならない。」という条項を加える修正が行われたところであります。

以上、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許しま

須藤良太郎君

まず最初に、法案審議に当たっての基本問題として三点について總理にお伺いいたしたいと思います。

七

我が国経済は、去る三月二十二日発表の経済企画庁の国民所得統計速報によりますと、昨年十月から十二月までの間の国内総生産は円高による輸出額の減少や設備投資の落ち込みが響き、七一九期に比べて〇・六%、年率換算二・二%の減少

となつておりまして、依然厳しい状況が続いています。この結果、実質国内総生産の成長率は〇・一%程度となり、第一次石油危機後の昭和四十九年のマイナス〇・六%以来、実に十九年ぶりの低い水準になると見込まれておるわけあります。

これに対しまして、政府は消費など一部の指標に明るさが見られるとして、平成六年度は政府自ら通し実質一・四%成長は可能であるとの見方を示しております。しかし、回復への期待は高まっているものの、このような認識の甘さに加え、米問題への対応や相次ぐ公共料金の値上げ等によりまして国民の不信と不安はその極に達しております。

総理としては現下の経済状況をどのようにふえておられるのか、まずお聞きしたいのであります。

第二は、細川総理の一億円借り入れに関する疑惑の問題であります。

総理は、去る三月四日の施政方針演説で、政治改革が一つの節目を迎えた今、経済改革と行政改革に本腰を入れ取り組む旨を述べられました。しかし、政治改革に直結する重大な総理の佐川からの一億円借り入れ問題につきましては、国民の疑惑がますます高まっている中で、全く解説されていません。このため、平成六年度予算の審議にはいまだ入れない事態となつておるわけあります。

総理は、みずから進んで疑惑を解明するため、衆議院の予算委員長から国会法第百四条に基づき要求されております資料の提出及び元秘書の証人喚問等を含め、どのように対処されるのか。出す

ものは早く出してすうきりされる方が総理も国政に安んじて専心できるのではないか。景気をこれ以上よくするも悪くするも総理の佐川問題への取り組みいかんにかかっていると言えるのであります。この点につきまして総理の明確な答弁をお聞きしたいのです。

第三は、特別減税とそれに伴う財源の問題についてであります。

総理は、「さきの施政方針演説で、「今、国民の皆様方が切実に願つておられるのは深刻な不況からの脱出であります。」また、「過去最大の所得税・住民税減税の実施を决定したことは、現下の経済状況から見て不可欠の、そして適切な措置であったと考えて」いるが、公債残高が二兆円を越える財政事情に無責任でいることは許されないと述べております。さらに総理は、「所得・消費・資産等バランスのとれた税体系をつくるため、国民負担と税制のあり方、減税とその財源、税負担の適正公平の確保などといった幅広い諸問題について諮詢を深め、速やかに合意を得て、年内の国会において関係法律の成立が図られるよう努力を傾けてまいります。」と述べております。

長々と総理の立派な言葉を引用いたしたわけでありますが、本当のところはどうも違うのではないか。総理は、一方で減税が必要だが、また財政事情にも無責任ではないと言いながら、その減税の財源措置については、年内合意という極めてあいまいな根拠を頼りに特例公債の発行に踏み切るなど、まことに無責任きわまりない減税を行おうとしているのではないかと存じます。

總理、この年内合意が成立しなかった場合、總理はその政治責任についてきちんとけじめをつけ

る覚悟はお持ちかどうか。また、総理が言うところの所得・消費・資産等のバランスのとれた税制、何回も聞くわけありますけれども、どのような内容のものか、ひとつ具体的にお聞きしたいのであります。

さて、今回の各法案における幾つかの諸問題につきまして順次お尋ねしていただきたいと思います。

まず、租税特別措置法改正案についてお伺いいたします。

申し上げるまでもなく、租税特別措置は税の公平を犠牲にした上で必要不可欠な政策目標を実現するための措置であります。そして、今回の租税特別措置改正の主眼は、言うまでもなく現下の不況からの脱出でなければなりません。しかし、政府の改正案にはその理念が一つも見えないのであります。

具体的には、土地税制の見直しであります。平成三年度には、政府税制調査会の「土地税制のあり方についての基本答申」に基づき、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の取得、譲渡、保有のすべてにわたり見直しが行われました。しかし、土地の有利性は急激な地価上昇において発生増幅され、そのことがまた、仮需要による土地転がし等を発生させることにより一層の地価上昇を招くという一連の現象の中で起こるものであります。

その防止策としては、土地の需給逼迫状態を改善するための構造的・中長期的施策と、機動性、弾力性を備えた金融対策の実施こそが重要であります。今の土地税制が地価の抑制に一定の役割を果たすことは否定いたしませんが、それはあくまで從たるものであり、現在のように地価が下落

し、かつ景気が低迷している状況では、それを見合った税制を大胆に変更することが必要であります。

その第一が土地譲渡益課税についてであります。

政府案では、土地の長期譲渡益課税制度において軽減税率等の特例の適用範囲拡大のみにとどまり、基本的な枠組みには一切手がつけられておりません。しかし、これでは現在の極端な土地取引が停滞している現状の改正としては全く不十分なものです。

土地取引が停滞している大きな原因は、企業リーストラの推進等、土地を譲渡する側には強い意欲がありながら譲渡益課税が強化されている現状です。政府案はこのような現状を全く認識しないものであります。

が、それがなかなか実現されないところにあります。政府案はこのような現状を全く認識しないものであります。

のところ、景気浮揚に資する土地の流動化につながるものとは言えません。少なくとも長期の土地譲渡益課税制度における税率を、個人の場合百分の二十に下げていただきたいのです。

その第二として、地価税についてお伺いいたします。

地価税は、御承知のとおり、従来の土地の保有課税である固定資産税の評価が全国平均で約三倍に引き上げられ、法人は地価税と固定資産税の二重課税になります。今の地価税が地価の抑制に一定の役割を果たすことは否認いたしませんが、それはあくまで從たるものであり、現在のように地価が下落

立地している百貨店等にとりましては経営の圧迫要因となつておるのであります。

このような過重となつてある地価税負担が土地の取得者、保有者の新たな事業展開の意欲を殺滅の所見を伺いたいのであります。

さて、連立与党の多くはかつて特別措置の整理

が七項目、創設が十二項目とかえて新設項目が多く、一体どのような基準で整理合理化をしたのか、大蔵大臣にお尋ねしたいのであります。

次に、重要な特別減税法案及びその財源の裏打ちとなる減税特別公債法案についてであります。

今回の所得税減税は三兆八千億円余となつてお

りますが、減税規模はともかく、所得税の一率二〇%というような余りにも荒っぽい減税方法も、またその財源措置も一時しのぎの便法的色彩が強く、極めて遺憾であります。これに伴う景気浮揚にはどの程度効果があると見ておられるのか、大蔵大臣に伺いたいのであります。

財源問題についてはすべて今後の連立与党内の協議にゆだねられており、問題の先送りにほかな

こととしておりますが、連立与党政権はこうした

対策の効果も台なしになるのであります。

今回の減税も財源の大半は特別公債に依存する

こととしておりますが、連立与党政権はこうした

事情を十分考えた上で責任ある結論を出すことを

この場で確約しない限り、政権を担う資格はない

と言わざるを得ません。

その責任とは、単に減税財源を見つけるといっ

た安易な目先の視点ではなく、高齢化社会の到来に備えた税制のあり方、特に直接税と間接税の比率を含めた抜本的税制改革への中長期的視点を持つことが肝要とを考えます。

今必要なことは、單なる目先の税制の改正では

なく、二十一世紀を視野に入れた税制の改革であります。この点の認識につきまして、総理並びに大蔵大臣の答弁を求めるものであります。

また、税制改革とあわせて必要なことは、行財政改革の推進であります。

減税財源にせよ、福祉財源にせよ、今後増税措定づきなであります。もし、連立与党第一の要因となつておるのであります。

強い社会党が連立政権離脱をかさして増税反対を唱えれば、再び先送りされることになりかねないであります。

總理は、そのような事態にはならないとおっしゃるのであります。

動から見ても、来年の統一地方選挙、また消費税が停止すべきであると考えますが、大蔵大臣の所見を伺いたいのであります。

さて、連立与党の多くはかつて特別措置の整理

が停止すべきであると考えますが、過去の連立与党の行

動から見ても、来年の統一地方選挙、また消費税

が停止を大きなスローガンに当選した議員の改選期

で大きな夏の参議院選挙を控え、都合の悪いことは

常に先送りするのが常套手段となつてゐる昨今の

経験からいたしますと、この先送りの公算は極め

て大きいと言わねばならないのであります。年内に抜本改革法案が成立しなければ、減税ることし

て大きいと言わねばならないのであります。

常に先送りするのが常套手段となつてゐる昨今の

経験からいたしますと、この先送りの公算は極め

て大きいと言わねばならないのであります。

今回の減税も財源の大半は特別公債に依存する

こととしておりますが、連立与党政権はこうした

事情を十分考えた上で責任ある結論を出すことを

この場で確約しない限り、政権を担う資格はない

と言わざるを得ません。

その責任とは、単に減税財源を見つけるといっ

た安易な目先の視点ではなく、高齢化社会の到来に備えた税制のあり方、特に直接税と間接税の比

率を含めた抜本的税制改革への中長期的視点を持つことが肝要とを考えます。

また、税制改革とあわせて必要なことは、行財政改革の推進であります。

減税財源にせよ、福祉財源にせよ、今後増税措

置がとられるとすれば、その前提として歳出の可能な限りの合理化、縮減が必要にして不可欠な条件となります。実のある歳出削減の努力があつてこそ国民の増税に対する合意形成を可能とするものと考えますが、これは總理の答弁を求めると思います。

さらに、減税特例公債法案により発行することとしている三兆一千三百三十八億円の特例公債の性格についてお伺いいたします。

今回の特例公債は、大蔵大臣によれば、年内に実施が図られる税制改革の中でその償還財源の問題について適切に対処されるべきものと考えております、歯止めのない財政体質の悪化につながりかねない特例公債とは異なるものと考えていて、いわゆる赤字公債ではないと位置づけておりますが、はつきりとしためどりのない措置では、幾ら政府が連立与党の税制改革に関する話し合いを信じるとしても、それは一方的な片思いにすぎないであります。

政府としては、いわゆる湾岸平和財源法による臨時特別公債と同様の公債とみなそうとしておりますが、湾岸平和財源法は確たる財源措置が同時にとられており、漠然とした財源対策ではなかったのであります。今回のような解釈が許されるとになれば、政府は赤字公債について特例法を提出することなく、政府の一方的な解釈により別枠特例公債を発行することができる事となるのであります。

今回の特例公債は果たして来年度確實に償還されることなく、特例公債の性格とあわせて、大蔵大臣の明確な答弁を求めるものであります。

次に、酒税法改正案についてお伺いいたします。

また政府は、税負担水準の低下が見られる酒類について負担の回復を図ること等を改正の理由としております。しかし、酒の消費の七三%、酒税を比較いたしますと、我が国が値上げ前でも四

四・一%であるのに對し、アメリカ等は一〇名台にとどまっており、我が国の税率が突出しておる

このよう中でさらと税率を上げることは、商品取引の国際化が進む現状で酒税が一種の関税障壁として非難的となることは至りであります。

さらに、酒税の税率の引き上げは、ビール等酒の価格の値上げを招き、所得の伸びが見込めない国民のささやかな願いをも奪うことになります。また、税率の引き上げは結果的に国民の酒離れを招き、期待した税収が確保できないという事態も想定されますが、大蔵大臣の答弁を求めます。

以上、今回の税制改正につきまして幾つかの諸問題を指摘してまいりましたが、その改正の意図は景気対策なのか、抜本改革に向けての第一歩なのか甚だ不明であり、いずれの場合も中途半端であります。

今回の特例公債は果たして来年度確實に償還されることなく、特例公債の性格とあわせて、大蔵大臣の明確な答弁を求めるものであります。

政府税調が昨年十一月にまとめた中期答申も、公正で活力ある高齢化社会を目標として税制改正を行うべきであるとはっきりと打ち出しております。しかしながら、今回の税制改正はこれにこたえたと評価することは全くできません。政権の性格を反映して、何とかおさめる八方美人的発想に終始し、理念がまるで見えてこないのであります。

総理は、一月の年頭の記者会見において、痛みを分から合いながら、ともに理想と希望に満ちた時代を築きたいと言われました。しかし、この意欲のかけらすら見ることができないのであります。

所得税限界があるとすれば、広く薄く課税する間接税のあり方にまで踏み込まなければ根本の解決にはつながりません。急増する年金、医療費、介護費などの負担を労働世代にしわ寄せすることなく、痛みを分から合うためには、密室ではなく、国会の場で論議を尽くすことが何より大切であります。

民主主義のかなめである議会政治も、本来税の問題を議論する場として生まれ、課税同意権の確立を軸に発展を遂げてきたと言われます。すなわち、税と民主主義とは表裏一体の関係をなしていります。

国会の税論議にせひ心を碎いてやっていただ

くにも明るい動きが見られますものの、総じて低迷が続いていると認識をいたしております。政府としては、さきの総合経済対策あるいは第三次の補正予算、六年度の当初予算に盛り込まれた諸施策の速やかな実施を図りますとともに、その着実な推進を図ることによりまして我が国経済をできるだけ早く回復軌道に乗せてまいりたいと思っております。

なお、公共料金につきましては、経営の徹底した合理化を前提として、物価や国民生活に及ぼす影響を十分考慮して取り扱うこととしており、それに、その着実な推進を図ることによりまして我が国経済をできるだけ早く回復軌道に乗せてまいりたいと思っております。

私の一億円借入問題と資料の提出あるいは証人喚問の問題についてどう対処するのか、こういうお尋ねでございますが、私としては既に国会の場に資料も御提出し、本会議や委員会での御質問に幅につきましてはできる限り調整をしてきております。

私は、国会法百四条に基づく資料提供につきましては、関係省庁におきまして決定された判断を尊重してまいりたいと思っております。

また、元秘書に対する証人喚問につきましては、国会のお決めになることではございますが、私が事務所を通じまして深山元秘書からできる限りの事情を聴取して私自身がすべてお答えをしておりますので、その点につきましては御了解をいただきたいと存じます。

次に、税制改正の年内合意と政治責任について

○國務大臣細川謹熙君登壇、拍手

〔國務大臣細川謹熙君登壇、拍手〕

議いかんということでおざいましたが、公共投資

官 報 (号 外)

ついては、引き続き検討を進め、年内にその実現を図るものとする。」という閣議決定を既に行つてゐるところだと思います。また、与党の協議会におきましても今国会中に結論を得る方向で協議が進められているところで、政府としても年内に税制改革の実現が図られるよう最善の努力をしてまいりたいと考えております。

社会資本の整備などを進めていかなければなりませんし、それに伴って多額のコストが必要であることは申すまでもないことでしょう。今後とも規制緩和を含めた行政改革、歳出の見直しを進めていくことは言うまでもございませんが、國民一人一人の負担がある程度増加していくことはどうしても避けられないものと考えております。

るだ」とおもいます。
繰り返し申し上げておりますようだ、現在、与
党的協議会におきまして今国会中に結論を得る方
向で協議が進められているところで、政府として
も年内にその実現を図るよう努力をしてまいり
ます。

残余の問題につきましては、関係大臣からお答
え

するということは考えておりません。
お尋ねの固定資産税との関係につきましては、
地価税法附則におきまして、「少なくとも五年」と
とく、固定資産税の土地の評価の適正化等を勘案
しつつ土地の保有に対する税負担全体の状況等を
踏まえて検討する」、こういう規定があるのはも
う御承知のとおりであります。このようだ、当分

あります。

たいと考えております。

白川の歌

三

道一語レシテテ

一として位置づけられるのであって、税負担の公平等の税制の basic 理念の例外として講ぜられ

そういう問題意識のもとで、税制調査会の答申におきましては、所得課税のウエートを下げる消費課税の充実を図ることによって世代を通じた税負担の平準化を図り、社会の構成員が広く負担を分から合うことができるよう所得・消費・資産の間でバランスのとれた税体系を構築する方が適当である、そういう税制の総合的な見直しの方針が示されたところでございます。そのような観点から引き続き検討を進めまして、年内の実現に向けて政府として努力をしてまいりたいと考えております。

次に、高齢化社会と抜本的税制改革についてのお尋ねでございましたが、高齢化が進む中で活力のある社会を実現するためには社会保障の充実、

歳出削減の努力についてのお尋ねでございますが、政府はこれまでも既存の制度や施策の見直しなどによる歳出削減努力を積み重ねてきたところでございますが、今後とも行政改革を推進し、財政の効率化に向けて極力努力をしてまいることと想定いたします。

次に、高齢化と間接税についての認識というお尋ねでございましたが、税制調査会の中堅所得者おきましても、個人所得課税について中堅所得者層における税負担の累増感を緩和するため、全体としての税率構造の累進性の緩和などを図るところに、従来、所得課税に偏重していた税体系のウエートを消費課税にシフトさせる方向で行われることが望ましいという考え方が示されているところ

その中で、平成六年度の改正では、現在の土地をめぐる諸情勢だとか経済情勢等を十分に考慮した上で、現行の土地税制の基本的な枠組みの範囲内で国土政策との調和に配慮しつつ土地の有効利用を促進するという観点から適宜適切に対応していくこうという考え方のもとで有効適切な措置を最大限講じたと考えております。土地に係る長期譲渡益課税の税率を一般的に引き下げるとは適当でないと考えております。

それから、次に地価税でございますが、ただいまのと同じような基本的な考え方の上で平成二年度の土地税制改革において創設されたものであり、今後ともその着実な実施に努めることが重要であると考えており、地価税の適用を二年間停止

く必要がある、これはもう御指摘のとおりと考えております。

平成六年度改正におきましてこのような考え方に基いて、生活者重視、新社会資本整備、住宅投資促進等、最近の新たな政策要請にこたえる一方、既に目的を達成したと認められるものや政策効果の乏しいものについて徹底した整理合理化を図ったところでございます。

次に、所得税の今回の特別減税についてでござりますが、年内に税制改革の実現を図るという方針のもとで、当面の経済の低迷を打開するため約五兆五千億の大規模な所得税、個人住民税の減税を実施したわけであります。

ついては、引き続き検討を進め、年内にその実現

社会資本の整備などを進めていかなければなりません

あります。

するということは考えておりません。

平成六年三月二十八日 參議院会議録第九号

平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(趣旨説明)

もう御承知と存しますが、具体的な方法として、景気刺激の即効性にも配慮して減税ができるだけ早いタイミングでまとめてやろうということが一つ。それから、所得税制の仕組み自体に直接影響を及ぼすような改正は回避しつつ納税者の現実の税負担に応じたものになるようにするということ、納税者にとってもわかりやすく実務的にも簡便であるというような観点から、平成六年分の所得税額の二〇%相当額、最高は二百万円で頭打ちさせていただいているのですが、こういう定率減税を行わせていただいたわけでございます。

この効果についてございますが、私は、中低所得者を含めて広く納税者世帯全部にその効果が及ぶこと、あるいは納税者にとってもわかりやすく減税の実感を持っていただきやすいのじやないかということ、それから減税額のうち相当部分が六、七月に減税されるなどできるだけ早いタイミングでまとまった形で実施ができるようになっていることを考えまして、可処分所得の増加を通じて個人消費に対してプラスに働き、さらに民間部門のマインドの好転にも大きく寄与すると期待しておりますし、今回の対策に盛り込まれた自動車に係る消費税率の特例の廃止等、他の諸施策と相まって我が国経済を本格的に回復軌道に乗せて安定成長を確実にする一助になると考えております。

いずれにいたしましても、政府としては、与党の協議も踏まえながら引き続き検討を進めて、国民の皆様の御意見に十分耳を傾けながら、年内に本格的な税制改正の実現を図るよう最大限の努力を払ってまいる所存でございます。

また次に、御指摘のように、税制改革というの

は日先の視点ではなく二十一世紀の到来を視野に入れつつ高齢化社会に適切に対応するため抜本的な改革が必要であるということは、もうおっしゃるとおりだと考えております。こうした観点で、構築するための税制改革の年内実現を図ることにござりだと考えております。こうした観点で、所得・消費・資産等のバランスのとれた税体系を構築するための税制改革の年内実現を図ることについては、政府として二月十八日の閣議決定を行っておりますし、今後、与党の協議などとも踏まえながら引き続き検討を進めて、その実現に全力を出してまいりたいと思っております。

次に、今回の国債の話でございますが、今回減税見合いとして発行される国債は法形式的には財政法第四条の特例であるという意味において特例公債でございます。しかしながら、この公債の償還財源の問題を含め、年内に税制改革の実現が図られることにより、中長期的に特例公債依存体質をもたらすような歯どめのない赤字国債とは異なるものとなり得るというように認識をいたしております。

今回減税見合いとして発行される国債の償還財源の問題につきましては、年内に税制改革の実現が図られる中で適切に対処されるべきものと考えてあります。しかしながら、酒類は致酔性を有する特殊な嗜好品という性格を持っておりますし、また、その消費は単に価格のみならず日々の天候などさまざまな要因によって影響を受けるものであり、今回の改正が今申し上げましたように、従来の改正よりもかなり小規模なものとなつていて、その影響を与えることは否定し得ないと考えております。しかしながら、酒類は致酔性を有する特殊な嗜好品という性格を持つておりますし、また、その消費は単に価格のみならず日々の天候などさまざまの要因によって影響を受けるものであり、さざれ、九一年初めから始まった不況は、その長さから見ても、その深刻さから見て、戦後最大の不況であります。この長引く不況を打開するため、内需の大宗を占める国民の消費を大きく拡大することが強く求められています。

國民の強い要求によって、所得税、住民税合わせて五兆五千億円の特別減税が増税と一緒に離された形で行われることになりました。我が党は、この減税自体には賛成であります。

ところが、総理のねらいは、たとえその時期はおくれてもあくまで財源として消費税の増税を図ることであります。その構想がはしなくも総理並びに閣僚に質問いたします。

べまして既に高い水準となつておりますし、また、個人所得課税は広く国民に税負担を求めるべきものであるといったことなどを考えますと、その引き上げは所得税制のあり方の問題としていかがなものであらうかと考えているところでございます。

次に、財政再建計画と国債残高二百兆円についてのお尋ねでございましたが、我が国の財政は平成六年度末の公債残高が二百兆円を超えるものと見込まれ、国債費が歳出予算の約二割を占めるなど、構造的にますます厳しさを増しております。こうした公債残高の累増を放置するならば、国債費の増大を通じまして国民負担率の上昇を招き、急速に高齢化の進展する経済社会の活力を失わせかねないと考えております。

そういう認識に立ちまして、財政審の会長の談話におきまして、公債依存度の引き下げ等によつて公債残高が累増しないような体質をつくり上げるとの努力目標に改めて取り組むべきであるといふ指摘がなされたところでございます。

なお、今回減税見合いとして発行される公債につきましては、その償還財源の問題につきましては、その償還財源の問題につきましては、年内に税制改革の実現が図られる中で適切に対処すべきものと考えております。中長期的に特例公債依存体質をもたらすような歯どめの赤字公債とは異なるものになり得ると考えております。

いづれにいたしましても、公債残高が累増しないような財政体質をつくり上げるという努力目標に取り組むことは重要な課題でございまして、今後とも、歳出面におきましてはもちろん、税外収入など歳入面におきましてもあらゆる努力をして

財政改革を推進していかなければならぬと考えております。

赤字国債償還についてのお尋ねでござりますが、六年度に実施する減税措置は、現在の経済状況を開けるため、年内に税制改革を実現するとの政府・与党の方針のもと、いわば先行的に実施するものでございます。これらの減税財源は公債の発行によらざるを得ませんが、このことが財政のさらなる悪化を招き、後々の世代に過度の負担を残すことは避けなければなりませんし、年内に税制改革の実現を図る中で、その償還財源の問題につきましても適切に対応すべきものと考えております。

税制に関する基本理念ということでおきましては、先般の抜本的税制改革は昭和六十三年六月の税制改革についての答申の趣旨にのっとって行われたもので、公平、中立、簡素の理念に基づいて、社会共通の便益を賄うための基礎的な負担はできるだけ国民が広く分担し合うことが望ましい

という考え方のものと、バランスのとれた税体系を構築するという観点から行われたものでございまして、そのような考え方は、現在においても基本的にはそのとおりです。そのような考え方によつては、その政策目的や効果を抱えず吟味してその見直しを行っていくべきものであります。

それから次に、準備金、特別償却などの企業関係租税特別措置は、租税特別措置法において政策的に認めているものでございまして、個々の措置につきましては、その政策目的や効果を抱えず吟味してその見直しを行っていくべきものであるう

といたします。

なお、製品輸入促進税制は、大幅な经常取支黒字を縮小する施策の一環として、特に製品輸入の拡大を図るという観点から平成二年度以降講じておられます。そのような観点から世代を通じた

税負担の平準化を図り、社会の構成員が広く負担を分かち合うことの重要性は一層強くなっている

というものが基本的な認識でございます。

大企業優遇税制の問題、あるいは引当金、準備金等々の問題についてのお尋ねがございましたが、まず税負担の公平確保は税制に対する納税者が、赤字国債償還についての税負担の公平化の観点から税率の調整を行うことによって各酒類について適正な税率につきましても租税特別措置の整理合理化など從来から努力を続けてきているところで、今後とも税制のあり方の問題として絶えず吟味をしていかなければなるまいと思つております。

また、税法上の引当金制度は、費用収益の対応という考え方に基づいて法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているもので、制度自体を政策税制と考えることは適当ではないと思いまして、個々にその利用実態などを踏まえて点検を行い、実情に即した見直しを行っていくべきものと思つております。

また、減価償却資産の法定耐用年数は、資産の物理的な寿命に経済的な陳腐化を加味して客観的に定められているもので、資産の使用実態などに応じまして個別に見直しを行つていくべきものであります。

それから次に、準備金、特別償却などの企業関係租税特別措置は、租税特別措置法において政策的に認めているものでございまして、個々の措置につきましては、その政策目的や効果を抱えず吟味してその見直しを行つていくべきものであるう

といたします。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

〔國務大臣佐藤觀樹君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤觀樹君) 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。佐藤觀樹大臣。

〔國務大臣佐藤觀樹君登壇、拍手〕

平成六年度の地方税制改正に当たりましては、特別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢等に応じて、個人住民税の特別減税を実施するなど、個人住民税の特

別減税を実施するとともに、最近における社会経済情勢等に応じて、個人住民税の特

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、当面の経済情勢に対応するための措置といたしまして、個人住民税について定率による特別減税を平成六年度限りの措置として実施することといたしております。

このため、我が党は、来年度予算の十二月編成、そして早期審議を要望したにもかかわらず、細川総理はみずからの一億円問題に誠意ある対応を見せず、国民の疑惑はますます深まり、来年度予算の審議に入れないと続いている。

ますが、パイロット自治体制度のような中途半端な自治体にとって余り歓迎されないような内容にならないようにするだけの決意がこの大綱の作成に当たつておありかどうか、お尋ねをいたします。

うのであります、總理並びに自治大臣のこの構想に対する見解をお尋ねいたします。

また、年内にもまとめられるという税制改正に向けてこれを含めて検討されるのか否か、あわせてお答えください。

次に、住民負担の軽減及び合理化等を図るために措置いたしまして、個人住民税所得割について非課税限度額の引き上げ及び特定扶養親族に係

予算の審議に入れない状態が続いています。
ましてや、参議院においては、来年度予算本体
そのものが送付されておりません。日切れ法案等

す。
次に、地方分権のための財源確保の観点から、
また各方面から要望の強い地方消費税構想について

てお答えください。
次に、地方財政計画についてお伺いをいたしま
す。

割の税率の見直し、土地の評価がえたに伴う不動産取得税の課税標準の特例措置の創設、非課税等特別措置の整理合理化等の措置を講ずることとしたしております。

また、個人住民税の特別減税等による減収額を埋めるための措置といたしまして、地方債の特例措置を講ずることといたしております。

以上が地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

ほどの重要な法案を一日、二日の審議で議了せざるを得ないということは、まさに立法府としての形骸化であり、本院のかなえの輕重を問われかねない重要な問題であります。

しかし、本日の議題である日切れ関連法案については、事、国民生活に重大な影響のあるものについて責任野党として審議に応ずることとしましてが、この際、政府の猛省を促すものであります。

昨年十一月の税制調査会による「今後の税制のあり方についての答申」でもこの問題が議論され、今後検討すべき課題とされているのであります。現在の地方税体系を見た場合に、直間比率において间接税等の比重が減少し、国税以上に直接税に偏った税取構造となっており、特に道府県税において法人所得課税の割合が四〇%を超えるに敏感に反応する税制となっていることは是正の必要があります。

年度に比較して五・九%の増であります。実質的には七十九兆円で前年度比三・六%の増といふ低い伸びにとどまつております。所得税、住民税の特別減税等に伴う地方財政への影響額のうち、一兆二千四百三十二億円は交付税特別会計による資金運用部からの借金による交付税の増額で賄い、さらに一兆六千四百六十一億円は赤字地方債の発行によつて補てんすることといたしております。また、特別減税以外の地方財源不足見込み額

○議長(原文兵衛君)　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。

各州では、ます最初に地方分権と地方財政の確立についてお伺いをいたします。

また、地方自治体では現在、高齢者保健福祉施設の整備が求められ、実施と生活関連社会基盤の計画的な整備が求められており、今後、高齢化関連経費を中心とした社

についても 同じ特別会計による資金運用部から
の一兆六千七百四十七億円の借り入れを中心とし
たやりくりにより、さらには財源対策債の発行に
よって補てんすることとなつてゐるのでありま

○石渡清元君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案につきまして、總理並びに関係大臣に質問をいたします。

現在、戦後最大かつ最長のデフレ不況にある中、個人消費などで多少明るさが見えてきたと言われますが、肝心な設備投資、雇用面ではなお厳しい状況が続き、経済無策、景気対策のおくれにより、景気浮揚にはまだほど遠い状況にあります。

るようになります。そのためには住民に身近な問題は地方自治です。そこで、総理は、具体的にどのように地方分権に伴う財源手当を考えておられるか、お伺いをいたします。

的な財源の確保が求められているのであります。さらには、最近、東京、大阪など十三都道府県では地方消費税創設に向けての要綱案をまとめたという報道がなされました。この要綱案によれば、現在東京に三五%の消費税が集中しているのが分割基準の適切な導入により税源の偏在も是正されると考へているようであります。

このよくなさまざまな点から考へても、地方消費税構想は十分検討に値するものではないかと思

いざれも、借金に次ぐ借金によってつじつま合
わせをしたにすぎないものであり、これは地方財
政が数年前の大蔵省による地方財政余剰論からさ
ま変わりとなつており、国における借金体質が地
方にも浸透してきていることを如実に物語つてお
ります。その結果、地方の地方債依存度は実質一
三・一%という前年度の八・一%から大きくなり上昇
し、平成六年度末の地方の借入金残高はついに大
台の百兆円を突破することとなるのであります。

「このように財政の硬直化をさらに進めるこ

正に確認しておきます。

は、行政の硬直化につながる地方財政計画ではないかと思うのであります。この点についての総理の認識はいかがでありますか、お伺いをいたします。

また、地方財政を預かる自治大臣として、事態をどのように深刻に受けとめ、かつ、将来において地方に過大な負担を強いることのないようお約束をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この回、国の景気対策に向応して、地方においても生活者・消費者の視点に立った社会資本整備を積極的に推進し、また景気に配慮し、地域経済の維持拡大に資するため、地方債を増発して地方単独事業を大幅に増額するよういたしております。その増額の規模は前年度に比して一二二%の伸びということであり、これは四年連続一〇%台の高い伸びになつております。

長引く景気低迷のため無理からぬ面もありますが、しかし、まず地方として果たしてどれだけの有効な生活者・消費者に密着した事業実施が実現できるのか。執行体制の面、また事業内容の面で一抹の懸念を感じるものであります。間違なく消化できるかどうか。しかも、地方単独事業の財源の多くがこれまでに例を見ない地方債の増発に依存することとなり、その結果、個々の地方自治体の中には公債費負担比率が上昇し、財政運営上一五%が警戒ライン、二〇%が危険ラインと言われておりますが、このラインに近づく自治体もかなり出てくるものと考えられます。

このような自治体に対しては十分な対策をとつていただきたいと思いますが、その意思を自治大

また、今回の政府による景気対策のようだ、地方の道路、港湾などの整備といふれば從来型の公共事業では現在の大都市圏を中心として悪化してきた不況には効果が期待できないという声も聞かれるのであります。この点について自治大臣はいかがお考えになりますか。

次に、地方税についてお伺いをいたします。

御承知のように、昨年の法改正により平成六年度から固定資産税の評価がえが行われることになつており、宅地に係る評価は全国平均で約三倍にも上昇すると考えられます。今日の経済不況の回復には土地の円滑な流通が極めて重要な要素ではないかと思ひます。その観点からいたしますと、固定資産課税台帳を課税標準とする不動産取得税について、従来の水準に据え置く必要があるまつし、また都道府県の税収に対する影響をも考慮して課税標準を二分の一に圧縮する必要があると考えますが、自治大臣の見解をお伺いいたします。

また、土地の流動化を促進するためには、平成三年度税制改正で強化された土地譲渡益課税について税率の引き下げが急務であると考えます。譲渡所得の課税状況を見ると、平成四年度の課税譲渡所得は五・四兆円であり、平成三年度の十八兆円と比較して大幅な減少を示していることは、この税制改正が大きく影響していることは疑いの余地のないところであります。幸い地価も下落傾向にありますので、長期譲渡所得に係る土地等の譲渡税の所得割に係る税率を百分の二に、市町村民税

の所得割に係る税率を百分の四とする特例措置を講ずる必要があると思いますが、自治大臣のこれに対する見解をお伺いいたします。

最後に、地方税、地方交付税、地方債などによる今回の地方財政計画は大幅な借金によるつじつま合わせによって成り立っており、将来に禍根を残すおそれが極めて高いということを指摘し、いやしくも地方自治体に対してそのしわ寄せをすることのないよう厳しく要求いたしまして、私の質問を終わります。

上昇するべく努めてまいりたいと思っております。
地方消費税構想についてのお尋ねでございましたが、地方分権が時代の大きな要請となってい
る今日、地方税の充実確保はもとより重要なテーマでござります。地方税は、現在、国税以上に直接
でござります。地方税に、今後、財政構造となるべきものとして、安定期的な税体系を確立する
必要があるわけで、地方税源の問題につきましては御指摘のようなことも含めて今後よく

○國務大臣細川護熙君：初めに、地方分権に伴う財源についてのお尋ねでございましたが、地方団体が地方分権の担い手として自主的、主体的に行政を推進し得るためには、自主財源である地方税を初めとして地方交付税などの一般財源の充実強化が必要であることは申すまでもないことで、こうした観点から地方税の充実と地方交付税所要額の確保など引き続き地方一般財源の充実強化を

検討してまいりたいと存じます。
地財計画についてのお尋ねでござりますが、平成六年度の地財計画は多額の借入金に依存しております。これは景気対策としての特別減税の実施、地方単独事業費の積極的な実施、地域住民の福祉の充実などの要請にこたえるのに必要な財源を確保するためのやむを得ない措置でございまして、将来にわたる地方財政の健全性の確保に留意をする必要があることにつきましては申すまでもないところでございます。

图でござります。
地方分権大綱についてのお尋ねございました
が、去る二月十五日に、今後における行政改革の
推進方策を閣議決定いたしました。その中で、
国・地方の関係等の改革に関する大綱方針を策定
することを決定いたしました。今後、この推進方
策に沿って、法律の制定も視野に置きながら基本
理念や取り組むべき課題と手順を明らかにした大
綱方針を年内をめどに策定したいと考えていてると
ころでございます。
バイロット自治体制度についてもお話をござい
ましたが、現在第一次の指定につきましてその効

○國務大臣(佐藤觀樹君登壇、拍手) 残余の問題につきましては、関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣佐藤觀樹君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤觀樹君登壇、拍手) 最初に、地方消費税の創設についての御質問がございました。

地方分権の推進は、ただいま総理から言われましたように、衆参両院におきます地方分権の決議もなされておりますし、今や時代の大きな要請となつていると認識をしております。

その際に、言うまでもございませんが、地方分権の観点から国と地方の役割分担とあわせまして、当然のことながら租税源配分のあり方という

(外)号報官

ものを見直していく必要があります。現行地方税制は、消費税の導入に伴いまして間接税がわざかに一割ということで国税以上に直接税に偏重しえ過ぎております。安定的な地方税体系を確立することが特に重要であると考えております。

こうした観点に基づきまして、地方公共団体の方からは、現行の消費課与税を地方消費税にしてほしいという強い要望がなされておりますし、昨年十一月の税制調査会の方でも、地方消費税を含めた地方税源の問題は、今後消費税のあり方の見直しと並行して検討を加えることが必要であると指摘をされておるところでございます。今後、連立与党の合意に沿った税制改革の検討を進める中で、福祉ビジョン等に示された今後の需要に対応し、不公平税制の見直しの是正や現行の消費税のあり方の見直しを行った上で、地方分権の推進の観点から地方消費税など地方独立税について検討を進め、地方税源の充実、確保に取り組んでまいり所存でございます。

次に、地方財政の現状についての御質問でございます。

平成六年度の地方財政は、住民税減税も含めまして大幅な財源不足を補てんする必要もございましたし、また景気対策の観点から地方単独事業費を一二%もふやしたことなどによりまして借入金に大きく依存することになりました。将来にわたりまして地方財政の健全性の確保には十分留意しなければならぬことは当然と考えております。

今後、各年度の地方財政計画の策定等を通じま

して、公債費を適切に見込み、そのための財源を確保するとともに、個々の地方公共団体の円滑な財政運営に支障が生じないように配慮してまいりたいと思います。

特に、公債費負担の重い市町村の対策といたしまして、当該の市町村が自主的に公債費負担適正化計画を策定し、これに基づきまして公債費の軽減に取り組む場合には自治省が財政上の支援措置を講ずるといった制度もあり、今後とのこの制度の活用等によりまして地方団体の公債負担の軽減を図りつつ、その間においても真に必要な事業は実施していくことができるよう適切に対処してまいりたいと存じます。

あわせまして、高齢化社会における地域福祉の充実やそのための施設づくりなど、安定的、恒久的な財源が必要でございますので、さきに答弁いたしましたように財源対策に取り組んでまいりました。次に、不況対策に関する御質問がございました。

平成五年度中、三回にわたります経済対策において公共投資の拡大のほかに、特別減税、中小企業対策、規制緩和を中心とする広範な分野にわたりました。しかしその一方で、現在の土地をめぐる諸状況、経済情勢等にかんがみ、土地の有効利用の促進に資することとなるものなどについては、業務用を含む優良建築物を建設する事業等のための土地の譲渡などに今回の改正で5%の軽減税率の適用対象を拡大することとしたとしておりますので、土地の流動化、景気対策に十分資すると考えておるところでございます。

地方の単独事業にありますても、各種施設の大规模改造や高齢者・障害者にやさしい町づくり、電線類地化等新しいタイプの事業を積極的に推進することができるよう地方債等を活用して必要

た。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議員	副議長	議長
服部三男雄君	松谷祐一郎君	原文兵衛君
佐藤泰三君	吉村剛太郎君	赤堀操君
合馬敬君	野間赳君	
清水嘉与子君	清水達雄君	
須藤良太郎君	佐藤静雄君	
石渡清元君	鹿熊安正君	
陣内孝雄君	鎌田要人君	
野沢太三君	尾辻秀久君	
宮崎秀樹君	井上章平君	
岡野裕君	二木秀夫君	
柳川覺治君	中曾根弘文君	
田辺哲夫君	竹山裕君	
増岡康治君	沓掛哲男君	
森山眞弓君	林寛子君	
吉川芳男君	村上正邦君	
田沢智治君	大木浩君	
遠藤要君	井上吉夫君	
沢田一精君	宮澤弘君	
北修二君	林田悠紀夫君	
岩崎朝雄君	伊江朝雄君	
大河原太一郎君	山本富雄君	

な地方政府措置を講ずることをしてまいりました。

○議長(原文兵衛君) これにて質疑は終了いたしました。

太田
豊秋君溝手
顯正君河本
三郎君岡
利定君前島
英三郎君野村
五男君坪井
一字君真島
一男君木宮
和彦君斎藤
文夫君石井
道子君上杉
光弘君佐々木
満君久世
公堯君松浦
功君岡部
三郎君斎藤
十朗君

下条進一郎君

前田
勲男君板垣
正君鈴木
栄治君中尾
則幸君安恒
良一君紀平
悌子君谷畑
孝君種田
誠君日下部
穂代子君櫻井
規順君堂本
暁子君深田
肇君庄司
中君篠崎
年子君笠原
潤一君狩野
安君加藤
紀文君上野
公成君成瀬
守重君大島
慶久君関根
則之君下稻葉
耕吉君北村
哲男君斎藤
文夫君石井
道子君佐々木
満君久世
公堯君松浦
功君岡部
三郎君斎藤
十朗君

下条進一郎君

前田
勲男君板垣
正君鈴木
栄治君中尾
則幸君安恒
良一君紀平
悌子君谷畑
孝君種田
誠君日下部
穂代子君櫻井
規順君堂本
暁子君深田
肇君庄司
中君篠崎
年子君竹村
泰子君菅野
久光君村田
誠醇君

糸久八重子君

小川
仁二君浜本
万三君志苦
裕君栗原
君子君浜本
和美君今井
澄君志苦
裕君志苦
裕君浜本
和美君志苦
裕君志苦
裕君千葉
景子君菅野
久光君西川
潔君江本
孟紀君横尾
和伸君高崎
裕子君武田
節子君寺崎
昭久君木庭
健太郎君刈田
貞子君下村
泰君長谷川
清君猪熊
重二君青島
幸男君中川
嘉美君白浜
一良君喜屋武
眞榮君吉川
春子君猪木
寛至君片上
公人君牛嶋
正君橋本
敦君山田
勇君及川
順郎君矢原
秀男君市川
正一君和田
教美君高桑
栄松君佐藤
修君星川
健一君堀
利和君吉田
達男君森
瑞璃子君山田
健一君川橋
幸子君田
英夫君椎名
紹夫君山
正和君井
平野君谷
泉君井
信也君山
哲夫君岩
昭弥君新間
正次君田
英夫君中尾
則幸君安恒
良一君紀平
悌子君谷畑
孝君種田
誠君日下部
穂代子君櫻井
規順君堂本
暁子君深田
肇君直嶋
正行君荒木
清寛君

西山登紀子君

山下
栄一君島袋
宗康君長谷川
清君猪熊
重二君青島
幸男君中川
嘉美君白浜
一良君喜屋武
眞榮君吉川
春子君猪木
寛至君片上
公堯君牛嶋
正君橋本
敦君山田
勇君及川
順郎君矢原
秀男君市川
正一君和田
教美君高桑
栄松君佐藤
修君星川
健一君堀
利和君吉田
達男君森
瑞璃子君山田
健一君川橋
幸子君田
英夫君椎名
紹夫君山
正和君井
平野君谷
泉君井
信也君山
哲夫君岩
昭弥君新間
正次君田
英夫君中尾
則幸君安恒
良一君紀平
悌子君谷畑
孝君種田
誠君日下部
穂代子君櫻井
規順君堂本
暁子君深田
肇君庄司
中君篠崎
年子君

議員派遣中の議員

志村
哲良君角田
義一君林
紀子君西川
潔君江本
孟紀君横尾
和伸君高崎
裕子君武田
節子君寺崎
昭久君木庭
健太郎君刈田
貞子君下村
泰君長谷川
清君猪熊
重二君青島
幸男君中川
嘉美君白浜
一良君喜屋武
眞榮君吉川
春子君猪木
寛至君片上
公堯君牛嶋
正君橋本
敦君山田
勇君及川
順郎君矢原
秀男君市川
正一君和田
教美君高桑
栄松君佐藤
修君星川
健一君堀
利和君吉田
達男君森
瑞璃子君山田
健一君川橋
幸子君田
英夫君椎名
紹夫君山
正和君井
平野君谷
泉君井
信也君山
哲夫君岩
昭弥君新間
正次君田
英夫君中尾
則幸君安恒
良一君紀平
悌子君谷畑
孝君種田
誠君日下部
穂代子君櫻井
規順君

議長の報告事項

書(竹村泰子君提出)

去る九日次の質問主意書を内閣に転送した。

市民的政治的権利に関する国際規約第二十七条

にいう「種族的、宗教的、言語的マイノリティ」

の在日韓国・朝鮮人への適用に関する質問主意

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)
平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(閣法第七号)	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)
同日内閣提出案を付託した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)	ガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
新東京国際空港周辺整備のための国・財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三号)	放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案(閣法第四一号)
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)	都市緑地保全法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)	同日議長は、次の議員提出案を大蔵委員会に付託した。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第九号)	法人税法の一部を改正する法律案(吉岡吉典君発議)(参第一号)
相続税法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)	同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成五年の營利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。
児童手当法の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)	
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)	
厚生委員会に付託指定了。	[参照]
漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(閣承認第二号)	三月二十五日議長において、左のとおり議席を農林水産委員会に付託
織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)	三月二十五日議長において、左のとおり議席を商工委員会に付託

一一二一
一一二二
一一二三
一一二四
一一二五
一一二六
一一二七
一一二八
一一二九
一一七〇
一一七一
一一七二
一一七三
一一七四
一一七五
一一七六
一一七七
一一七八
一一八一
一一八二
一一八三陣内孝雄君
二木秀夫君
野沢太三君
中曾根弘文君
大浜方榮君
岡野裕君
竹山裕君
柳川覺治君
鈴木貞敏君
下稻葉辨吉君
志村哲良君
木宮和彦君
浦田勝君
吉川博君
守住有信君
青木幹雄君
上杉光弘君

第七号中正誤	
△ 段行	誤
三一から ^{終わり} 昨日	正

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
種類便物認可

平成六年二月二十八日 參議院會議錄第九号

發行所
虎ノ門二丁目一〇五
東京都港區
大藏省印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(税込) 本号一部
送別料 三円を各三円